

## すまいる通信 平成29年6月 第47号

将来、老人ホームなどに入ることになったときに、自宅や土地を売却して、その売却代金を入所資金に充てようとお考えの方も多いのでは？ ところが、不動産を売却しようと思ったときに認知症になっていたらどうなるでしょう… そんなことを考えたくないかもしれませんが、これは家族にとって大切な問題です。

認知症になると契約などの法律行為が認められなくなります。そうすると、不動産を売却することができなくなってしまうのです。このことを知らない人が多いのですが、そのせいでお困りになってしまう方が実際にいらっしゃいます。

土地などをたくさん所有していて相続税がかかる方は、相続税が安くなるように、また、納税資金を確保しておくために、アパートを建築したり土地を売却したりなどの相続対策を行っていることと思いますが、もし、相続対策を行っている最中にとつぜん倒れてしまったり、認知症が進行してしまうと… その相続対策がストップしてしまいます。そうすると周りの家族が困ってしまいます。

このような場合に備え、家族に財産の管理や処分を任せる「家族信託」を活用しておくといいでしょう。お子さんなどと「家族信託」の契約をあらかじめ結んでおけば、急に倒れたり認知症になったとしても、本人に代わってお子さんが財産を管理したり処分することができるようになります。

また、「家族信託」は財産の承継先を決めておくこともできるので、「自分が死んだら財産を妻に遺したい。だけど妻は認知症で遺言書を作れないからその先が心配だ。」という場合には、家族信託を活用すれば安心です。

家族信託について詳しい説明を聞きたい方は、家族信託専門士である当事務所までご相談ください。

# 幸せを遺す 遺言・相続セミナー

財産の多い少ないにかかわらず相続トラブルが起きています。  
 将来の相続に備え、元気なうちに準備しておくことが大切です。  
 本セミナーでは相続の基本的なことについてわかりやすく説明します。  
 みなさんと一緒に学びましょう。

<b>参加費無料</b> 9:45～11:45	平塚商工会議所
賃貸オーナー・地主さんのための認知症対策と相続 相続の基礎知識と円満相続対策 相続トラブルの事例と遺言書 認知症対策と新しい相続「家族信託」	6月18日（日） 7月 8日（土） 8月19日（土） 9月2日（土）

\*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。  
 \*5分前までにご来場ください

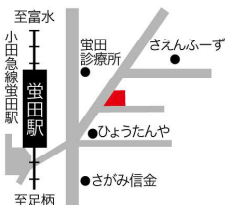
お申し込み TEL: 0465-39-1900  
 (行政書士長尾影正事務所まで)

**参加特典** エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆  
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住  
 行政書士  
 家族信託専門士  
 宅地建物取引士  
 2級ファイナンシャルプランニング技能士  
 公認不動産コンサルティングマスター  
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員  
 一般社団法人 家族信託普及協会 会員  
 一般社団法人 終活カウンセラー協会 会員



行政書士長尾影正事務所  
 小田原市蓮正寺370番地の68  
 TEL: 0465-39-1900  
 mail: nagao@yuigon-souzoku.info  
 http://www.yuigon-souzoku.info